

(別添 2)

八百津町 ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合 (%)

「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」(文部科学省・令和6年4月26日)では、教室内で主としてモバイル回線を用いている場合、必要なネットワーク速度が確保できていると判断する目安を、帯域の測定結果が2Mbps以上としている。

上記をもとに各学校の測定結果と比較したところ下記のような結果となった。

学校数：小学校4校、中学校2校(計6校)

必要なネットワーク速度が確保できている学校数：5校(83.3%)

※「校内通信ネットワーク環境整備等に関する調査の実施について(依頼)」(令和5年11月22日付け事務連絡)の結果による。

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

(1) ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

本町はセルラーモデルの端末を用いて、モバイル回線で通信を行っている。

必要なネットワーク速度が確保できていない学校に対しては、キャリアに対してネットワークの改善を依頼し対応を実施する。

また、令和7年度の端末更新により、端末の通信方式の変更(5Gの追加)が発生する。そのため、運用開始前に各学校とその周辺で必要なネットワーク速度が確保できることを確認し、対策を行うこととする。

なおモバイル回線は、周辺の建物の状況の変化によっても電波の状況が変わり、ネットワーク速度に影響を与える。そのため、運用期間中においても通信の不調時は、随時キャリアに対応を依頼し、調整を実施する。

以上の対応をもって、ネットワークアセスメントの実施とする。

(2) ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

必要なネットワーク速度が確保できていない学校への調査、対応を実施するほか、ネットワーク速度の不備、その他通信に関する不備について、継続して対応する。

(3) ネットワークアセスメントの実施等により、既に解決すべき課題が明らかになっている場合には、当該課題の解決の方法と実施スケジュール

モバイル回線通信の不調は、主に電波の入りが悪いことに起因する。そのため、施設窓際等にレピータと呼ばれる機器を用いて電波を増幅し、室内の電波状況を改善することで対策を行う。

改善のスケジュールは、施設管理者と調整のうえ、現地調査・機器設置・確認をすみやかに実施する。